# 令和4年1月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都 道 府 県 分

【法律事項】

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 総括 ]

総括的事項

[

	decimental Section 1							
番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)		
1	(法)	継続	青宮山福茨千福三滋京大兵奈和山徳福長森城形島城葉井重賀都阪庫良山口島岡崎県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	地方交付税の総額確保・機 能充実等	は、1世の威山を削減りることなり、「威」	一部採用する。 令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体、小準超経費を除く交付団を企業のの2兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額につい確保を前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確行。とともに、臨時財政幅に抑制した。 前年度本の見直しについては、東京と大田での概算要求によるでは、東京をも巨額の債が、東京ともに、の概算を表記である。 度の概算要求にも巨額の債が、まないともともに、ではないともともに、ではないともに、のではないとともに、の概算を対しても、のではないとも、まるが税が、のではないととも、まるが税が、のではないとという。		
2	(法)	継続	埼玉県 石川県	地方交付税の総額の確保	地方財政運営に支障を生じることのないよう、地方交付税の所要総額を確実に 確保されたい。	一部採用する。 令和4年度においては、一般財源総額 について、水準超経費を除く交付団体 ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆 円を確保し、地方交付税総額について、 前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保 するとともに、臨時財政対策債の発行を 前年度比3.7兆円減と大幅に抑制したと ころ。		

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 総括 ]

総括的事項

[

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(法)	継続	北海道 新潟県 鳥取県 島根島県 鹿児島県	標準財政規模の推移を踏ま えた留保財源率の見直し	地方交付税が本来有する財源調整機能 が十分に発揮できるよう、基準税率を引 き上げること。	
4	(法)	継続	富山県	地方交付税総額の確保及び 財源保障・調整機能の充実	地域間の財政力格差を是正するため、 財源保障・調整機能の充実を図るとと に、地方交付税総額を確保されたい。 ・「まち・ひと・しごと創生事業費」の 拡充・維持 ・防災・減災対策、地方創生、デジタル 化の事業費の確保 ・地域デジタル社会推進費の令和5年度 以降の継続 ・地方交付税の法定率の引上げ	一部採用する。 令和4年度込化、 では、、とは大力のでは、、 では、、というのでは、、、のののでは、、、ののののののののののののののののののののののでは、 では、、ののののでは、 では、、、ののののでは、 では、、、ののののでは、 では、、、ののののでは、 では、、、のののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でののののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 総括 ]

[ 総括的事項

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(法)	継続	北茨群千岐長海城馬葉阜崎県県県県県県	新型コロナウイルス感染症 対策に係る確実な地方財政 措置	る地方負担について、地方財政計画に的確に反映し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」などにより、通常収支分や一般財源総額の同水準ルールの別枠とするなど、必要な財源を確実に確保されたい。	地方が安定的な財政運営を行うために必 要となる一般財源総額について、水準超

#### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 総括 ]

総括的事項

番号 改正事項 新規・継続 団体名 事項名 意見の内容 処理の方針 (案) 以下の理由により採用しないが、引き 一般行政職員の給与費をより実勢に近 続き検討する。 い額で交付税に算入にされたい。 群馬県 一般行政職員給与費の適正 6 (法) 継続 地方財政計画上の給与費単価や地方公 給与単価については、地方団体の税収 兵庫県 な算入 |務員給与実態調査との間には乖離が生じ|の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算 ている。 入されない留保財源の状況等も見極めな がら、引き続き検討していく。 一部採用する。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経 |費についても、各地方団体の財政需要を| 的確に捕捉し、財政運営に支障が生じな いよう対処することとしている。した がって、臨時財政対策債償還費相当額が 臨時財政対策債償還費が増大している 増大することによって、他の基準財政需 臨時財政対策債償還費の別 ことを踏まえ、他の基準財政需要額の的 要額を圧縮することはない。 (法) 継続 島根県 枠確保 確な算定に影響を及ぼすことのないよ なお、令和4年度においては、一般財 |う、償還財源を別枠で措置すること。 源総額について、水準超経費を除く交付 団体ベースで前年度を0.02兆円上回る 62.0兆円を確保し、地方交付税総額につ いて、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円 を確保するとともに、臨時財政対策債の 発行を前年度比3.7兆円減と大幅に抑制 した。

]

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

警察費

	l					
番号	改正事項	新規・継続		事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(法)	継続	栃群埼千富福岐静愛三滋京大兵奈和徳香長木馬玉葉山井阜岡知重賀都阪庫良山島川崎県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	警察官給与の算入単価の引 上げ	本来、交付税の単価と地方財政計画の 単価は同額で、地方財政計画の単価に	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収 の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算 入されない留保財源の状況等も見極めな がら、引き続き検討していく。
9	(法) (省)	新規	京都府	警察官給与費にかかる補正 係数の新設	刑法犯認知件数及び交通事故発生件 数が多い府県にて、需要額と決算額の 乖離が大きいため、各地方公共団体の 実態に即した補正係数の新設をお願い したい。	以下の理由により採用しない。 警察官給与費については、全国的に標準な経費を適切に単位費用措置しているところである。 また、算定の簡素化の観点から、新たな補正を設けることについては慎重に対応する必要がある。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### [土木費(道路橋りょう費、河川] 費、港湾費、その他土木費)

_					天、16月天、「V―上小天」		
耆	号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	10	(法)	継続		公共土木施設の維持管理に 要する経費の充実	国・地方を挙げて「防災・減災、国 土強靱化のための5か年加速化対策」 を推進するため、公共土木施設の維持 管理に要する経費を充実すること。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 維持管理費用については、今後も決算 などによって地方団体の実態を把握し、 適切に措置していくこととする。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

河川費

]

			-	<b>刈川賞</b>	J	
番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法)	継続	大阪府	河川維持管理経費及び河 川・砂防施設改良費の単位 費用への適切な算入 【河川費・包括算定経費】	現在の河川・砂防施設改良費は「人口」より「面積」の単位費用に多額別係数であるが、別紙の相関係数であっても、面積より人口の方が相関関係が高いことが示された人口と類別に延長を開いた投資補正係数が川地で、   一、大口、大口、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、大力、	一部採用し、引き続き検討する。 河川維持管理経費及び河川・砂防施設 改良費に係る単位費用については、決算 などによって地方団体の実態を把握し、 適切に措置していくこととする。
12	(法)	継続	大阪府	河川の維持管理費等に対す る密度補正係数の新設	河川維持管理経費について、的確に 交付税に算入するため、「人口集中地 区面積 (DIDs area) 」を反映した密 度補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しない。 人口集中地区面積の割合と河川維持管理費の需要額増加との因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えているところ。
13	(法)	継続	長崎県	河川費に係る算定方法の見直し	土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律に基づ く基礎調査箇所数の多寡による補正係 数を新設すること。	以下の理由により採用しない。 土砂災害防止法に基づく基礎調査に係 る経費については、平成27年度から5年 間で基礎調査未了の箇所を解消するた め、時限的に密度補正により措置を講じ たものである。 基礎調査に要する費用については、適 切に単位費用による措置を講じる。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

河川費

番	号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	14	(法)	継続	岩手県 宮城県	自動化・遠隔操作化された 陸閘・水門等の維持管理費 等の財政負担に対する補正 係数の創設 【河川費・港湾費・その他 の土木費】	陸閘・水門等の自動化・遠隔操作化による管理や修繕に生ずる財政負担について、普通交付税の関係費目において補正係数の創設を要望する。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 水門等の自動化、遠隔操作等に係る費用については、台帳や基幹統計などに基づいた公信力のある数値が存在しないため、補正係数を新設することは困難である。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

港湾費

番	号改	江事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	5	(法)	継続	岩手県 宮城県	自動化・遠隔操作化された 陸閘・水門等の維持管理費 等の財政負担に対する補正 係数の創設 【港湾費・河川費・その他 の土木費】	陸閘・水門等の自動化・遠隔操作化 による管理や修繕に生ずる財政負担に ついて、普通交付税の関係費目におい て補正係数の創設を要望する。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 水門等の自動化、遠隔操作等に係る費用については、台帳や基幹統計などに基づいた公信力のある数値が存在しないため、補正係数を新設することは困難である。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### その他の土木費

				4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(法)	新規	北海道	カーボンニュートラルの推進に要する財政需要の適切な算定 【農業行政費、林野行政費、水産行政費、その他の土木費】	推進するため、カーボンニュートラル の推進に要する財政需要を地方財政計	的に実施できるよう、「公共施設等適正 管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を 追加することとし、後年度の元利償還金 についても基準財政需要額に算入するこ ととしている。
17	(法)	継続	岩手県 宮城県	自動化・遠隔操作化された 陸閘・水門等の維持管理費 等の財政負担に対する補正 係数の創設 【港湾費・河川費・その他 の土木費】	陸閘・水門等の自動化・遠隔操作化 による管理や修繕に生ずる財政負担に	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 水門等の自動化、遠隔操作等に係る費 用については、台帳や基幹統計などに基 づいた公信力のある数値が存在しないた め、補正係数を新設することは困難であ る。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

教育費総括

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(法)	継続	愛知県 三重県 滋京都府 ホー	教職員給与の算入単価の引 上げ 【小学校費・中学校費・高 等学校費・特別支援学校 費】	教職員給与について、交付税算入されている給与単価と地方財政計画上の給与単価に乖離が生じているため、交付税算入単価を引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収 の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算 入されない留保財源の状況等も見極めな がら、引き続き検討していく。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

高等学校費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(法)	継続	岐阜県 福岡県 沖縄県	高等学校の空調施設に係る 維持管理費の単位費用措置	県立高等学校の普通教室への空調設 備設置に係る維持管理費(光熱水費 等)の増高が見込まれるため、単位費 用措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 県立高等学校における空調施設につい ては、各都道府県における設置状況や維 持管理費の負担状況等を踏まえて、交付 税措置の必要性について引き続き検討を 行う。
20	(法)	新規	岩手県	教職員経費の単位費用の根 拠となる標準学校規模の見 直し	単位費用により措置されている経費 のうち教職員経費については、全国的 な学校規模の小規模化により単位費用 との乖離が生じているため、実態に即 した形で是正していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 全日制の標準的な学校規模について は、学校基本調査による学校規模の実態 を踏まえ設定しているところであり、引 き続き学校規模の実態を踏まえながら検 討を行う。
21	(法)	新規	栃木県 福井県 兵庫口県	情報通信設備維持管理費等 の適切な算定 【高等学校費、特別支援学 校費、地域デジタル推進 費、包括算定経費(人 口)】	情報通信設備維持管理費について は、高等学校費、特別支援学校費につ 包括算定経費(人口)の算定基礎に含まれるが、単位費用化されていない。 また、令和3年度に創設された地域費 ジタル社会推進費は当該維持管理費を 計上するものではない。 令和4年度以降大幅に増加すると見 込まれる情報通信ネットワーク機器 ではまれる情報通信を地方財政計画に適切に がよけるとともに、単位費用に適切に の映されたい。	一部採用する。 行政(教育を含む)に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、 各省からの要望額等を踏まえ、単位費用 において適切に計上している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### 特別支援学校費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(法)	継続	埼玉県 大阪府 福岡県	特別支援学校のスクールバ ス運行経費にかかる単位費 用措置	特別支援学校の運行経費にかかる単 位費用を実態に即した額となるよう見 直していただきたい。	採用する。 スクールバスに係る経費については、 文科省等の要望も踏まえて実態に即した 標準的な経費を単位費用へ算入してい る。
23	(法)	継続	愛知県	ソーシャルディスタンスを踏ま えたスクールバス運行経費の 充実	特別支援学校費におけるスクールバス 運行経費について、ソーシャルディスタン スを確保するために増加していることか ら、実態に即した単位費用となるよう見直 していただきたい。	一部採用する。 スクールバスに係る経費については、 文科省等の要望も踏まえて実態に即した 標準的な経費を単位費用へ算入してい る。
24	(法)	新規	栃木県 兵庫県 山口県	情報通信設備維持管理費等 の適切な算定 【高等学校費、特別支援学 校費、地域デジタル推進 費、包括算定経費(人 口)】	情報通信設備維持管理費について は、高等学校費、特別支援学校費にひ費 包括算定経費(人口)の算定基礎にいき まれるが、単位費用化されてい地域を また、令和3年度に創設された地域費 がりかれる特進費は当該維持管理費を 計上するものでは大幅に増加すると思 令和4年度以降大幅に増加する機に 行和3年報通信ネットリーに適切に がいまれる情報を地方財政計画に がはまれたい。 単位費用に適切に がいまれたい。	一部採用する。 行政(教育を含む)に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、 各省からの要望額等を踏まえ、単位費用 において適切に計上している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### 厚生労働費総括

			L	厚生为侧貨総括	J	
番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法) (省)	継続	神奈川県	社会保障の充実に係る経費 の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の充 実などに係る経費について、各地方公 共団体の財政需要を適正に算定すること。	採用する。     令和4年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。    なお、この充実分の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。
26	(法)	継続	大阪府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度、障がい者自立 支援制度、国民健康保険制度について は、本来、国において負担される制度 改正がなされるべきであることから、 地方負担との乖離を解消されたい。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を 算入しているところであり、今後も引き 続き、適切に単位費用に算入する等の措 置を講ずる。
27	(法)	継続	兵庫県	消費税引上げによる歳入の 増加分に見合う歳出の地方 財政計画への適切な積み上 げ	消費税率等の引上げに伴う増収分について、全都道府県及びほぼ全ての市町村で実施されている地方単独事業の福祉医療費などを、地方財政計画に適切に積み上げるとともに、地方の実情に応じた普通交付税の配分について配慮されたい。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係ては会保障4分野における国の制度に係ては会保障の地方負担分に額度に不可算を表現でででである。 社会保険がら基でありませた。 一部採用する。 社会保験がは、これとのでででは、 ではまたととのでは、 にはいるのでは、 にはいるのでは、 はいるのでは、 はいののでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのとを はいてはないのと を はいてはないのと を はいてはないのでででででいる。 で はいのでは はいので はいので はいので はいので はいので はいので は

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### 厚生労働費総括

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(法)	継続	岩茨栃群千富福三滋京大兵奈和徳香愛宮沖手城木馬葉山井重賀都阪庫良山島川媛崎縄県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入 【社会福祉費、衛生費】	地方単独の医療費助成である乳幼児 医療費補助、母子家庭等医療費補助、 障害者医療費補助について、その所要 額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額について は、国の制度等と整合性を持った標準的 な財政需要を算入することとしており、 国の医療保険制度で定められた自己負算 を軽減するとしていませい。 を軽減するとしている場合に対し、乳幼 に変替してによる対象とは、厚生労働り方による対応 医療制度を含む全国的な制度による対応 を要請している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

社会福祉費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(法)	継続	千葉県	児童相談所・一時保護所運営に係る算入経費の充実	児童相談所に係る単位費用の更なる 充実と一時保護所に係る単位費用の適 切な算定をすること。	採用する。 児童相談所等に係る経費については新防止体制を増加ののいとには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

衛生費

番	号改	<b>女正事項</b>	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	30	(法) (省)	継続	研	県立病院会計に対する繰出 金等に係る単位費用及び補 正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準額と乖離していることから、単位費用及び補正係数を見直すこと。	一部採用する。  公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部にている。令和4年度に引きずることとしている。守和4年度財政計画の歳出に病院事業に対対通交付税による措置を継続することとしている。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

農業行政

J

				及不门场		
番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(法)	新規	北海道	カーボンニュートラルの推進に要する財政需要の適切な算定 【農業行政費、林野行政費、水産行政費、その他の土木費】	2050年の脱炭素社会の実現に向けてカーボンニュートラルを推進するため、地方財政計画に「脱炭素社会推進費(仮称)」を創設し、普通交付税の関連費目の単位費用を充実すること。また、「カーボンニュートラル推進事業債(仮称)」を創設し、元利償還金に対する措置を拡充すること。	的に実施できるよう、「公共施設等適正 管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を 追加することとし、後年度の元利償還金 についても基準財政需要額に算入するこ
32	(法) (省)	新規	岩手県	家畜保健衛生所における獣 医師の配置実態に応じた給 与費の適切な算定	農業行政費(家畜保健衛生費)において獣医師の給与費を適切に反映させるため、配置実態に合わせて単位費用の見直し(給与費単価(獣医師)の新設)又は密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 給与単価については、適用される給料 表等に応じて、職員を一般職員、教職 員、警察職員、消防職員に区分して設定 しており、算定の簡素化の観点から、新たな区分を設けることについては慎重に 検討する必要がある。 また、同様の観点から、新たな補正を 設けることについても慎重に検討する必要がある。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

[ 農業行政

]

				及木门以		
番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(法)	新規	新潟県	農地中間管理事業の推進に要する財政需要の適切な算定	地域農業の維持に向け、農地集積・ 集約化等の農地中間管理機構事業に係 る取組が十分に実施できるよう加算措 置を行うこと。	採用する。 農地中間管理機構事業に係る経費については、地方負担額の増加を踏まえ、措置を拡充することとしている。
34	(法)	継続	宮崎県	畜産行政に要する経費の適 切な算定	畜産行政に係る財政需要額を適切に 反映させるため、測定単位である農家 数を畜産と畜産以外とに区分した上 で、それぞれに種別補正を導入し、実 態に即した基準財政需要額となるよう 見直しを行うこと。	の財政需要を対象とし、農林業センサス で把握できる「農家数」を指標として算 定している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

林野行政費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(法)	新規	北海道	カーボンニュートラルの推進に要する財政需要の適切な算定 【農業行政費、林野行政費、水産行政費、水産行政費、その他の土木費】	推進するため、カーボンニュートラル の推進に要する財政需要を地方財政計	一部採用する。 地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を追加することとし、後年度の元利償還ることとしている。 また、地方公共団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、単位費用を充実することとしている。
36	(省)	継続		有害鳥獣対策に要する経費 の適切な算入について		採用する。 有害鳥獣対策に要する経費について は、毎年度、標準団体規模に相当する団 体の事業量を調査しており、実態に応じ て適切に単位費用措置を講じることとし ており、令和4年度においては、所要経 費を充実しているところ。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

水産行政費

				10.000		
番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(法)	新規	北海道	連に安りる財政需要の週切な算定 な算定 「典業行政集」 は既行政	地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、国・地方を挙げて取組を推進するため、カーボンニュートラルの推進に要する財政需要を地方財政計画に計上した上で、普通交付税の関連費目の単位費用の充実を図るとともに、地方債の元利償還金に対する措置を拡充すること。	的に実施できるよう、「公共施設等適正 管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を 追加することとし、後年度の元利償還金 についても基準財政需要額に算入するこ ととしている。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### [ 地域社会再生事業費 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)			
38	(法) (省)	継続	北青新長鳥島徳高知場県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	地域社会再生事業費の継続	地域経済の回復や人口減少対策、地域 社会の持続性確保などの様々な課題に 的確に対応していく必要があることから、 地域社会再生事業費を継続すること。	採用する。 偏在是正による財源を活用した地域社 会再生事業費については、当分の間、基 準財政需要額に算入することとしてい る。			
39	(法) (省)	継続	東京都	地域社会再生事業費の今後の取扱い	全ての自治体の一定の行政サービスの 提供に必要な財源を保障するという地方 交付税制度の趣旨も踏まえ、地域社会再 生事業費の今後の更なる拡大について は慎重に検討されたい。	地域社会再生事業費では、地方法人課			

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### [ 地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
40	(法)	新規	秋田県	地域デジタル社会推進費の 算定方法の維持・延長につ いて	地域デジタル社会推進費の算定方法 を維持するとともに、令和4年度まで としている期限を延長していただきた い。	一部採用する。 地域社会のデジタル化を推進するため、令和4年度においても、引き続き「地域デジタル社会推進費」を継続することとしている。
41	(法)	新規	石川県	地域デジタル社会推進費の 継続・拡充	今後、産業や農業、教育など、あらゆる分野のデジタル化に向けた取組を一層加速させるため、中長期的に施策を展開していく必要があることから、「地域デジタル社会推進費」を継続・拡充されたい。	一部採用する。 地域社会のデジタル化を推進するため、令和4年度においても、引き続き 「地域デジタル社会推進費」を継続する こととしている。
42	(法)	新規	兵庫県	情報通信設備維持管理費等 の適切な算定 【高等学校費、特別支援学 校費、地域デジタル推進 費、包括算定経費(人 口)】	デジタル化に要する経費及び、今後 増加が見込まれる情報通信設備等の維 持管理費を地方財政計画に適切に計上 し、単位費用に反映されたい。	一部採用する。 行政(教育を含む)に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、 各省からの要望額等を踏まえ、単位費用 において適切に計上している。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
43	(法)	新規	栃木県 富山井県 兵庫	情報通信設備維持管理費等 の適切な算定 【高等学校費、特別支援学 校費、地域デジタル推進 費、包括算定経費(人 口)】	情報通信設備維持管理費について は、高等学校費、特別支援学校費と 包括算定経費(人口)の算定基礎に含まれるが、単位費用化されていない。 また、令和3年度に創設された地域費 ジタル社会推進費は当該維持管理費を 計上するものではない。 令和4年度以降大幅に増加すると見 込まれる情報通信ネットワーク機器 積 み上げるともに、単位費用に適切に 反映されたい。	一部採用する。 行政(教育を含む)に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、 各省からの要望額等を踏まえ、単位費用 において適切に計上している。
44	(法)	継続	北海道	包括算定経費(人口)の単 位費用のうち面積と相関が ある経費の単位費用の移行	包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、人口だけではなく、面積とも相関性のある建設事業費、総合事務所費、消防防災費について、包括算定経費(面積)に移行することで、地方の実態に即した算定とすること。	以下の理由により採用しない。 包括算定経費(面積)では、宅地、田 畑等土地の利用形態による行政コスト差 を反映した面積により、環境保全、河川 施設改良、農業振興や森林整備といった 面積と相関関係が高い経費について算定 しており、国の予算や地方債元利償還金 などに基づき適切に単位費用の積算を 行っている。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)		
45	(法)	継続	香川県	包括算定経費(人口)の単 位費用の適切な積算	少傾向にあるが、義務的・経常的な業 務量が大きく変わらない中で、個々の	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係 費など義務付け度の高い経費が増加する 中で、国の基準付けがない、あるいは行 政分野を算定している包括算定経費につ いては、令和3年度の期末手当の引下げ 相当額の調整を含む給与費の減や元利償 還金の減等を踏まえて単位費用を積算し た結果、令和3年度と比較して減少して いる。		
46	(法)	新規	香川県	消防防災へリコプター管理 委託に係る適切な算入につ いて	消防防災ヘリコプター管理委託料については、包括算定経費(人口)にて措置されているところであるが、本県や他団体の運航委託に係る所要額との乖離が大きいことから、所要額を適切に算入されたい。	採用する。 消防防災ヘリコプターに係る経費については、消防庁告示に基づき必要な経費であり、令和4年度交付税措置において拡充を行い、適切な単位費用措置を講じている。		

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
47	(法)	継続	青森県	投資的経費に係る財政需要	包括算定経費で算定している投資的 経費について、適切な水準を確保され たい。	一部採用する。 包括算定経費で算定している投資的経 費については、国の予算や地方債元利償 還金などに基づき単位費用を積算してお り、今後も実態等を勘案しながら適切に 算定していく。
48	(法)	継続	大阪府	河川維持管理経費及び河 川・砂防施設改良費の単位 費用への適切な算入 【河川費・包括算定経費】	現在の河川・砂防施設改良費は「人の 現在の河川・砂防施設改良費は「多額 見より「面積」の単位費用に多額相関 係数算定されているが、別紙の方が 相関関係が高いことが示された。 算定経費創設の際、廃止された人の 算定経費創設の際、廃止されたが設定 河川延長を用いた投資補正係数が設定 されていたことがのもることがわか は経費に因果関係があることがわか に経費に因果関係があることがわか は経費にとする単位費用 の河川・砂防改良費に適切に算入を図 の利・砂防な良	一部採用し、引き続き検討する。 河川維持管理経費及び河川・砂防施設 改良費に係る単位費用については、決算 などによって地方団体の実態を把握し、 適切に措置していくこととする。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(法)	継続	岩手県	面積に相関度が高い包括算 定経費(人口)の単位費用 の移行	包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、面積に相関度が高いと思われる総合事務所費について包括算定経費(面積)へ移行するとともに、職員費の一部についても包括算定経費(面積)へ移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 総合事務所費や職員費等については、 人口と相関関係が高いと考えられること から、人口を測定単位として算定してい るが、人口と面積における相関関係を考 慮しながら、包括算定経費に係る経費の 内容を引き続き検討していく。
50	(法)	継続	石川県	包括算定経費の適切な算入	包括算定経費(人口)の単位費用について、近年、減少傾向が続いており予見困難となっていることから、積算根拠を示し、適切に算入されたい。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係 費など義務付け度の高い経費が増加いは行政の高い経費で、ある名費においに第一定経費により、あるでで、国の基準付けがなり、あるでは、第一でのののでは、第一では、第一では、第一では、第一では、第一では、第一では、第一では、第一

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
51	(法)	継続	長崎県	包括算定経費の適切な算定 と算定基礎の明示	地方の財政需要を的確に捕捉した算 定をお願いするとともに、単位費用算 定基礎の内容を明示すること。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係 費など義務付け度の高い経費が増加する 中で、国の基準付けがない、あるいは行 政分野を算定している包括算定経引引 いては、令和3年度の期末手当の引利 選金の減等を踏まえて単位費用を積り 還金の減等を踏まえて単位で にあたり にある。 地方団体の予見可能性の確保にあたっ では、翌年度の地方財政ついて、可に が、翌年度の地方財政ついて、可に では、翌年ののでは、の説明を行って では、でいる。
52	(法)	継続	兵庫県	包括算定経費の適切な算入	いて、積算根拠が不明な中、大幅な減	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係る 者など、国際ではいいでは、 事業を発達して、 事業を会すで、 事業を会すでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のででのでは、 のででのでは、 のででのでは、 のででのでは、 のででのでは、 のででのでは、 のでのででででである。 のででのででででいれて、 のででででででいます。 のでででででいます。 のでででででいます。 のででででででいます。 のでででででいます。 のでででででいます。 のでででででいます。 のででででいます。 のでででは、 のででででいます。 ででいるでは、 のででででいます。 ででいるでは、 のででででいます。 ででいるでは、 のででででいます。 ででいるでは、 のででででいます。 ででいるでは、 のでででででいます。 ででいるでは、 のででででいます。 ででいるでは、 のででは、 のでででいます。 ででいるでは、 のででは、 のでででいます。 ででいるでは、 のでででいます。 ででいるでは、 のででは、 のでででいます。 ででいるでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでででいる。 ででいるでは、 のででは、 のででは、 のででは、 のででは、 のでは、 のででは、 のでは、 の

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
53	(法)	新規	兵庫県	グリーン社会の実現に向け た取組に要する経費の適切 な算定		一部採用する。 地方公共団体が脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」に「脱炭素化事業」を追加することとし、後年度の元利償還金についても基準財政需要額に算入することとしている。また、地方公共団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、単位費用を充実することとしている。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

臨時財政対策債

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
54	(法)	継続	静岡県	地方財源不足の解消に係る 抜本的な見直し	の法定率等の引き上げを含めた抜本的 な見直しによって対応し、臨時財政対	法定率の見直しについては、令和4年

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### 臨時財政対策債

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
55	(法)	継続	長野県岐阜県	臨時財政対策債に頼らない 地方交付税制度の運営	臨時財政対策債については、法定率 の引上げによる交付税原資の確保等の 対応により速やかに廃止し、地方の安 定的な財政運営を可能とする税財政制 度を確立すること。	一部採用する。 令和4年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体へ交付団体へので前年度を0.02兆円上回る62.0兆円を確保し、地方交付税総額について保持をした。 一を確保し、地方交付税総額について保持をは、地方をでは、地方では、地方では、地方では、地方ををもに、時時財政幅には、の発行を前年をともに、時財政幅には、一、の発行を前により、の表により、表により、の表により、表により、表により、表により、表により、表により、表により、表により、

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 需要 ]

#### **臨時財政対策債** 〕

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(法)	継続	神奈川県	臨時財政対策債への振替制 度の抜本的見直し	は、臨時財政対策債ではなく、別枠で 財源措置を講じること。	について、水準超経費を除く交付団体 ベースで前年度を0.02兆円上回る62.0兆 円を確保し、地方交付税総額について、 前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保 するとともに、臨時財政対策債の発行を 前年度比3.7兆円減と大幅に抑制した。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

 [
 普通交付税
 ]

 [
 都道府県分
 ]

 [
 収入
 ]

収入総括

1	番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	57	(法)	継続	滋賀県 京都府 大阪庫県	新型コロナウイルスの影響による減収に備えた減収補 填債制度の継続 【令和2年度減収補塡債対 象拡充税目】	新型コロナウイルス感染症による景 気への影響による減収に備え、地方消 費税等を減収補塡債の対象に追加され たい。	以下の理由により採用しない。 中の理由により採用しない。 令ルにおいでは、新通常通によりでは、新通常通においでは、新通常通に、消費を正に、消費を正に、消費を正に、消費をでは、が適け、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税 ]都道府県分 ]収入 ]

法人税割、法人事業税、 ] 特別法人事業譲与税

	ヤルムへデネ破が低								
番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)			
58	(法)	新規	茨城県 大分県	基準財政収入額の精算措置 の期間延長	財政収入額が過少算定になる見込みが高いことから、基準財政収入額の精算	以下の理由により採用しない。 景気の変動等による年度ごとの税収額 の変動が大きい法人関係税に対して上版 な、実績が基準財政収入額に対して上版 れ又は下振れのいずれが生じた場合も な、翌年度以降の算定において精算を行って いる。 精算に当たっては、精算額を平準化さ せ、3ヶ年度以内の年度に分割して行 えるものとしているところ。			

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 収入 ]

所得割

					T	T
番	号 改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
59	(法)	継続	千葉県	道府県民税(所得割)に係 る精算制度及び減収補塡債 制度の導入	道府県民税所得割について、分離譲 渡所得分以外についても精算制度を導 入されたい。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変あるれてない。 精算制度は、法影響を受けら動がはないでもした。 大きな影響を受けら動がのからに設めできないが対の対の対のででは多いでは多いでは多いでは多いでは多いではの対のがは、以上に制制しなが算定とができるが、では、よりできる。 中度を乗能をできる。 中度な利るには、、前では、よりでは、、前では、よりでは、とと見の、大きに関しては、は、のからには、は、のがは、は、のがは、は、のがは、は、のがは、は、は、は、は、は、は、は、

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税 ]都道府県分 ]収入 ]

地方消費税

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)		
60	(法)	継続	富山県福岡県鹿児島県	恒久措置としての精算制度 及び減収補塡債制度の導入	地方消費税について、地方税収に占める割合が大きくなっていること等から、精算制度及び減収補塡債制度の対象税目とすること。			

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税 ]都道府県分 ]収入 ]

地方消費税

番	:号 改正	事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	i <b>1</b> (3	法)	継続	石川県	恒久措置としての減収補塡 債制度の導入	令和2年度限りの措置として減収補 填債の対象税目に追加された地方消費 税について、恒久的に減収補塡債の対 象税目とされたい。	以 マニュー リリス はい はい はい はい はい はい はい はい が で の の の の の の の の の の の の の の の の の の
6	i <b>2</b> (3	法)	継続	岡山県	新型コロナウイルスの影響 による減収に備えた減収補 塡債制度の継続	新型コロナウイルス感染症による景 気への影響による減収に備え、地方消 費税等を減収補塡債の対象に追加され たい。	以 ついる かいま で いい で の で の で の で の で の で の で の で の で

#### 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税 ] 都道府県分 収入

地方消費税

- C75 // 1 X D0		
事項名	意見の内容	処理

番号 改正事項 新規・継続 団体名 理の方針(案) 以下の理由により採用しない。 令和2年度においては、新型コロナウ イルス感染症の影響により通常を上回る 大幅な減収が生じる、消費や流通に関わ る税目(地方消費税、軽油引取税、不動 産取得税、道府県たばこ税(市町村たば こ税都道府県交付金を含む)、ゴルフ場 利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃 少なくとも新型コロナウイルス感染 料譲与税) について、減収補塡債(交付 新型コロナウイルスの影響 症による景気への影響が生じている間 |税措置あり) の対象税目に加えた。 埼玉県 による減収に備えた精算制 (法) 継続 は、地方消費税について減収補塡債の 令和3年度は、令和2年度のような特 千葉県 度の導入及び減収補塡債制 対象税目に引き続き加えるとともに精 例措置を講ずる必要があると見込まれな 度の継続 算制度を導入いただきたい。 いことから、減収補塡債対象税目の拡充 措置は継続しない。 なお、令和3年度は、地方団体の資金 繰りに支障が生じないよう、減収補塡債 の対象とならない税目について特別減収 対策債による措置を講じている。 また、地方消費税については、景気の 動向に左右されにくく比較的安定してい ることから、精算制度の対象とはしてい ない。

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] 都道府県分 収入 ]

軽油引取税

	hn T⊞ ← 士

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
64	(法)	継続	兵庫県	新型コロナウイルスの影響 による減収に備えた精算制 度の導入及び減収補塡債制 度の継続		以下の理由によりでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな

# 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 普通交付税 ] [ 都道府県分 ] [ 収入 ]

#### [ 東日本大震災に係る特例加算額]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
65	(法)	継続		東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象では ないことから、都については東日本大 震災に係る基準財政収入額の特例加算 の適用を除外されたい。	